

この機動研究成果報告書は、加筆・修正および編集を行い改めてeBook (EPUB/PDF) として刊行されました。無料でダウンロード可能ですので、eBook版をご利用ください。なお、第1章、第2章、第6章、第8章については、本報告書の内容に誤りがありましたので該当章の末尾に正誤表を掲載しました。お詫びして訂正いたします。
https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Jpn_Books/eBook/202403_02.html

第10章

日・ASEAN 経済協力の50年

梅崎 創

はじめに

1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポールの5カ国が設立したASEANは、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、そして1999年にカンボジアを加え、現行の10カ国体制となった。これらASEAN加盟国はそれぞれが日本との間に二国間 (bilateral) 関係を構築しており、その経緯や現状、今後の展望については各国を対象とする各章が論じている。本章では、地域機構としてのASEANと日本という多国間 (plurilateral) 関係における経済協力の展開を振り返り、現状を分析したうえで今後の展望を論じたい。

経済協力とは、狭義には先進国 (本章の文脈では日本) から途上国 (同、ASEAN) に対する政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA) を通じた資金や技術の供与を指すが、本章ではより広く、日・ASEAN間の経済分野での協力を検討対象とする。例えば、日本からASEAN事務局に拠出されたODAによって創設された日・ASEAN統合基金 (Japan-ASEAN Integration Fund: JAIF) などの基金はもちろん、日・ASEAN包括的経済連携 (ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership: AJCEP) 協定などの経済連携協定も対象とする。また、ASEAN+3 (中国、日本、韓国) におけるチェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative: CMI) などを通じた国際金融協力も日・ASEAN経済協力の延長線上に位置づけられる。さらには、こういった具体的な経済協力案件を形成する場としての分野別の閣僚級会合の制度化、定例化も日・ASEAN間の経済協力の一環とみなすことができる。1992年以降、毎年開催されている日・ASEAN経済大臣会合 (ASEAN Economic Ministers – Ministry of Economy, Trade and Industry Consultations: AEM-METI) がその一例である¹。

また、ASEANと日本という多国間関係は、ASEAN各国と日本という二国間関係とは質的に異なる部分がある。二国間関係を構築する場合には、日本政府は正当な代表権を有する相手国政府と一対一で協議や交渉を重ねていくことになる。しかし、1967年の設立以来、現在においてもなおASEANは超国家機関を持たない地域機構である。したがって、ASEANを相手として多国間関係を構築する場合には、10カ国を相手に協議、

¹ 1992年時点の日本側のカウンターパートは通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry: MITI) であったため日・ASEAN経済大臣会合の略称はAEM-MITIであり、2001年の省庁再編により経済産業省に改組されて以降はAEM-METIとなった。

交渉していくことになり、最終的な合意文書には日本を含む 11 カ国の首脳が署名をする。他方で、これは 11 カ国からなるフラットな多国間関係とも異なる。ASEAN 側は、加盟各国の対外政策を緩やかに集約した「ASEAN の対外政策」を掲げて対峙してくるからである。このため、日・ASEAN 間の経済協力の展開を理解するためには、ASEAN 加盟各国の対外政策はもちろん、ASEAN 内部におけるその集約の方法や過程も重要なカギとなる。

この点を踏まえて本章は、第 1 節において、ASEAN が統一的な対外政策を持つにいたった背景とともに、その集約過程がどのように制度化されてきたのかを概観することからはじめ、ASEAN の対外関係がどのように拡大、深化されてきたのかを整理する。第 2 節ではまず、日本の対 ASEAN 政策の展開を時系列的に概観したうえで、日・ASEAN 経済協力を進めてきた制度的基盤が変容してきた過程を整理する。第 3 節では、日・ASEAN 経済協力の展開を、資金協力、通商協力、国際金融協力、政策支援といった分野ごとに整理する。最後に、日・ASEAN 経済協力の現在地を確認するとともに今後を展望する。

第 1 節 ASEAN の対外関係の拡大と深化

1-1 ASEAN の対外政策の基盤

ASEAN が設立された 1967 年、東南アジアはベトナム戦争の只中にあり、東西冷戦の最前線であった。このような厳しい国際情勢を反映して、ASEAN 設立根拠である「バンコク宣言」では、地域の平和、安定、繁栄が上位の目的と位置づけられ、法の支配や国連の諸原則のもとで経済、社会、文化など幅広い分野での協力を進めることが規定されている²。他方で同宣言は「批准を必要としない行政協定の類」であり、「加盟国政府の権利・義務関係はまったく明記されていない」など、外部からみると「国際法的根拠が薄弱・曖昧であるという見解」が一般的であった（山影 1991, 240）。加盟国政府の見解も、ASEAN はあくまでもひとつの「連合」（an association）であり、「超国家的な主体でないのはもちろんいうまでもなく、政府間機構として ASEAN 各国から独立したものでさえない」（同, 241）というものであった。このような形で設立された ASEAN は、「バンコク宣言」によって 1967 年以降毎年開催されることになった外相級の ASEAN 閣僚会議（ASEAN Ministerial Meeting: AMM）を通じて運営され、制度化、組織化されていくことになる。

1971 年に開催された第 4 回 AMM において ASEAN5 カ国の外相は、ASEAN として

² “The ASEAN Declaration” (Bangkok Declaration), Bangkok, 8 August 1967.

統一的な対外政策を協議していくことが必要という認識を共有した³。1974年の第7回 AMM は「ASEAN の組織化に着手するコンセンサスを表明する場となり、ASEAN の歴史上、画期的な会議」(山影 1991, 242)であり、ASEAN 事務局のジャカルタ設置、ASEAN 憲章の検討、経済閣僚会議の設置といった重要な合意がなされた⁴。

1976年2月24日、ASEAN はインドネシアのバリ島で初の首脳会議を開催した。その場で ASEAN 各国首脳によって署名された「ASEAN 協和宣言」は ASEAN の制度化を大きく前進させた。同宣言は「バンコクでの設立宣言に始まる ASEAN としての表現の蓄積」を整理・体系化するとともに、「過去の総括を踏まえて、ASEAN の活動目的・機関の再定義がなされ、ASEAN の新たな出発点を明記」(山影 1991, 230)のものであった。「ASEAN 協和宣言」により、必要に応じて首脳会議を開催すること(第 A-1 項)に加え、経済協力強化を目的として定期的または必要に応じて経済閣僚会議を開催すること(第 B-5 項)も制度化された。また、国際商品問題およびその他世界経済問題に対して共同アプローチをとることを規定した第 B-4 項は、ASEAN として統一的な対外経済政策をとる制度的根拠となった。ASEAN 事務局は「ASEAN 協和宣言」と同日に署名された「ASEAN 事務局設立協定」に基づいてジャカルタに設立された⁵。

「ASEAN 協和宣言」のさらに重要な点は、ASEAN 設立以降、不文律として形成されてきた ASEAN の諸原則を明記したことである。とくに冒頭の「加盟国は、地域同一性の意識を発展させると共に、互恵的関係を基礎とし、かつ、民族自決、主権平等及び内政不干渉の原則に従ってすべての国から尊重されかつすべての国を尊重する、強力な ASEAN 共同体を創設するため、あらゆる努力を行う」との規定は、後に「ASEAN ウェイ」と呼ばれる ASEAN の行動原則の根拠となったといえよう。ASEAN ウェイに明確な定義があるわけではないが、①内政不干渉、②コンセンサスによる合意形成の2点に

³ “Joint Communique of the Fourth ASEAN Ministerial Meeting”, Manila, 12-13 March 1971. この共同声明の第6項によれば「ASEAN 加盟国が共通利益の伸長のために統一的立場を常にとれるよう、地域的・国際的なフォーラムで、ASEAN 各国代表間で緊密な協議・協力の必要性があることを ASEAN 外相は繰り返し表明した」(山影 1991, 166)。

⁴ “Joint Communique of the Seventh ASEAN Ministerial Meeting”, Jakarta, Indonesia, 7-9 May 1974.

⁵ 物理的な設立日は確認できないが、1976年5月21日に5カ国目となるタイが批准していることから、制度的にはその当日以降の寄託日に設立されたということになる (<https://agreement.asean.org/agreement/detail/66.html>)。なお、初代事務総長としてインドネシアのハルトノ・レクソ・ダルソノ中將が任命されたのは同年6月の第9回 AMM であったが、その時点でも「ASEAN 事務局の人員・機能に関してはまだ合意がなかった」(山影 1991, 247)。フィリピンの立候補に拒否権を行使することで事務局の誘致に成功したインドネシアが権限の拡大を目指したが、誘致断念に追い込まれたフィリピンによる拒否権行使により、ASEAN 事務局の権限は行政的なものに限定されることになった(山影 1991, 247-8; 鈴木 2009, 72)。

集約することができる⁶。

アジア通貨危機を経験し、2001年の世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)加盟により中国が脅威と認識されるようになると、ASEANは域内協力を強化させていった。2003年10月の第9回ASEAN首脳会議では「第二ASEAN協和宣言」が採択され、政治安全保障、経済、社会文化を三本柱とするASEAN共同体を2020年までに設立することが合意された⁷。2005年12月の第11回ASEAN首脳会議では「ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言」が採択され、長く停滞していたASEAN憲章制定に向けた取り組みも始まった⁸。

2008年12月25日に発効したASEAN憲章は、ASEANの目的と原則(第1部)、法人格(第2部)、組織(第4部)、意思決定方式(第7部)、対外関係(第12部)などを規定している。ASEANウェイの根幹をなす内政不干涉は第2条2項(e)、コンセンサスによる合意形成は第20条1項に明記されている。また、経済分野でのコミットメントに関して、ASEAN-X方式などの柔軟な参加方法が認められることも改めて明記された(第21条2項)⁹。対外政策に関しては、結束と連帯に基づき、共通の見解を醸成し、共同で行動するよう調整・努力することとされ、統一的な対外政策をとることも明文化された(第40条4項)。

このように、1967年の「バンコク宣言」においては法人格もなく、明確な権利義務関係、対外政策へのアプローチ、そして意思決定方式も規定されていないという状態であったが、1976年の「ASEAN協和宣言」、2008年の「ASEAN憲章」などを通じて、ASEAN

⁶ 例えば湯川(2008)を参照。第10代(1998-2002)ASEAN事務総長のロドルフォ・セベリノはASEANウェイの要素として、①法的文書や拘束力のある合意よりも非公式な手続きや緩い合意を選好すること、②制度よりも個人的な関係をより重視すること、③制度構築に時間をかけること、④行動や選択を制限するような圧力を回避する手段としての国家主権の援用、⑤公然のリーダーシップ(overt leadership)の行使を避けること、⑥加盟国の主権平等の強調、⑦コンセンサスによる意思決定、を挙げている(Severino 2006, 35)。ASEANウェイの形成過程やさまざまな定義については黒柳(2005)が詳しい。

⁷ “Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II)”, Bali, Indonesia, 7 October 2003. なお、ASEAN共同体の設立年限に関しては、2007年1月の第12回ASEAN首脳会議において2020年から2015年に前倒しすることが決定された。“Chairperson’s Statement of the 12th ASEAN Summit”, Cebu, the Philippines, 13 January 2007.

⁸ “Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter”, Kuala Lumpur, Malaysia, 12 December 2005.

⁹ ASEAN-X方式とは、コンセンサスに基づく合意内容であっても関連法制度の整備状況や批准手続き等によって実行までに要する時間が異なることを想定し、2カ国以上の批准を同合意の既批准国間での発効要件とする方式であり、1992年1月の「ASEANの経済協力強化に関する枠組み合意」(“Framework Agreement on Enhancing ASEAN Economic Cooperation”, 28 January 1992, Singapore)で合意されている。

の対外政策の制度的基盤が少しずつ整えられていった。

1-2 対外関係の拡大と深化

ASEAN の対外関係の遂行に関しては ASEAN 憲章の第 12 章（第 41 条～第 46 条）が規定しており、域外パートナーはその関係性により、①対話パートナー、②部門別対話パートナー、③開発パートナー、④特別オブザーバー、⑤ゲストなどに公式に分類される¹⁰。2023 年 6 月時点で ASEAN が最重要視する対話パートナーと位置付けているのは、東アジアサミット（East Asia Summit: EAS）の域外参加国でもあるオーストラリア、中国、インド、日本、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国の 8 カ国と、カナダ、英国、そして欧州連合（European Union: EU）の 10 カ国および 1 機関である。部門別対話パートナーはブラジル、ノルウェー、パキスタン、スイス、トルコ、アラブ首長国連合の 6 カ国、開発パートナーはチリ、フランス、ドイツ、イタリアの 4 カ国である。また、ASEAN 憲章には規定されていないが、対話パートナーより上位の概念として、「戦略的パートナー」、「包括的戦略パートナー」という地位が近年用いられるようになってきている¹¹。

ASEAN の対外関係の地理的拡大は断続的に、大きく 3 つの時期に進展を見せた（図 1）。第 1 期は 1970 年代なかばまでの時期で、1967 年に設立した ASEAN が欧州共同

¹⁰ 『ASEAN 憲章』（ASEAN, 2008）にもそれぞれの地位の定義は示されていない。ASEAN 憲章のコメンタールである Woon (2016, 229-30)、ASEAN の対外関係の法的基盤に関する解説書である Cremona, et al. (2015, 42-3) の該当箇所にも明記はない。ASEAN が ASEAN としての対外関係構築に乗り出した 1970 年代当初はこのような分類は用いられておらず、特定の意味を付与されていない「対話パートナー」として同列に位置付けられていた。現在の用法について ASEAN 事務局ホームページの記載から判断すると、「ゲスト」は将来的な関係構築を見すえて ASEAN の議長国が招待する国であり、例えば 1991 年の中国とロシアがこれに該当しよう。「特別オブザーバー」は ASEAN に加盟申請中のパニアニューギニアや東ティモールなどであろう。「開発パートナー」は何らかの具体的な開発プロジェクトへの参画ないし支援を想定する国、「部門別対話パートナー」は特定の政策分野において定期的な政策対話を行う国、「対話パートナー」は幅広い政策分野において定期的な政策対話を行う国であると推察される。

¹¹ このように相手国を格付けするアプローチは、中国が推進している「パートナーシップ外交」に類するものといえよう。中国のパートナーシップ外交は「互いに相手を敵とせず、内政に干渉せず、共通の政治経済的利益を求め、関係を発展させる」ものと定義され、パートナーシップには、最上級の包括的戦略パートナーシップから、戦略パートナーシップ、友好的パートナーシップ、伝統的パートナーシップなど様々な種類があり、明確にランク付けされている（薬師寺 2021）。近年では日本も友好国との間で「戦略的パートナーシップ」の構築に取り組んでいる（Trinidad 2018）。同じ「戦略的パートナーシップ（strategic partnership）」という用語を使いながらも、その定義は各国によって、さらには相手国によって異なっていると考えられる。

体 (European Community: EC)、オーストラリア、日本、アメリカ、カナダなどと協議する高級事務レベル対話の制度化に成功した時期である (山影 2011, 18)。この時期の ASEAN は西側先進諸国との関係構築を進めているが、それらは主に、一部の ASEAN 加盟国の国益が損なわれかねない事態に対して、交渉力を高めるために ASEAN が一体となって対応する、という経緯をたどるものであった。外部環境への対応という意味では、受け身の姿勢であったといえる。EC との関係構築は、1972 年 1 月にイギリスが EC 加盟条約に署名したことを契機として、「ASEAN がマレーシア・シンガポールという二つの英連邦加盟国を含んでいたために、他の ASEAN 諸国をも含めて ASEAN が単位となって」(山影 2011, 169) 進められた。日本との関係の端緒は、日本の合成ゴム産業の輸出拡大が天然ゴムの主産地であったマレーシア、インドネシア、タイの天然ゴム産業の脅威となったことであった。1973 年 8 月に ASEAN 側から日本に交渉を要求する覚書が手交され、同年 11 月に正式な対話が始まった。この時期の域外国との関係は現在のように分類、ランク付けされることはなく、すべて「対話」として位置づけられており、後の部門別対話パートナーのように協議内容に関する制限が明示的に課されていたわけではなかった。

第 2 期は 1980 年代末からアジア通貨危機前までの期間で、この時期の ASEAN は韓国を皮切りに、インド、パキスタン、中国、ロシアといった近隣諸国との関係構築を進めた。1985 年のプラザ合意以降のドル安は、日本、韓国、台湾などの製造業企業の ASEAN 進出を強力にうながすプッシュ要因となった。この千載一遇の好機に対して、ASEAN 諸国はさまざまな優遇措置を用意して海外直接投資 (Foreign Direct Investment: FDI) の誘致競争を展開した。この時期に公式な対外関係を構築した韓国、インド、パキスタンに対しては、ASEAN はまず「部門別対話パートナー」という位置付けをした。「部門別」と付されているとおり、韓国との対話に関しては貿易・投資・観光、インドとの対話に関しては貿易・投資・科学技術・観光から協議を進めることが確認されている¹²。中国とロシアに関しては 1991 年にマレーシア政府の「ゲスト」として第 24 回 AMM に出席したことが ASEAN との公式な関係の第一歩であり、両国とも 1996 年の第 29 回 AMM において完全な「対話パートナー」へと昇格した。

¹² “Joint Press Statement”, The First ASEAN-ROK Joint Sectoral Cooperation Committee, Jakarta, 13-14 August 1990、および “Joint Press Release”, Meeting of ASEAN and Indian Senior Officials on the Establishment of Sectoral Dialogue Relations between ASEAN and India, New Delhi, 16-17 March 1993 を参照。

図1 ASEANの対外関係の拡大と深化

	1973	1976	1981	1986	1991	1996	2001	2006	2011	2016	2021	2023																		
日本						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
オーストラリア														*									(1)		*		(2)	1	2	
ニュージーランド														*																
米国																					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
EU														*																
カナダ																									*					
韓国							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
中国						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ロシア														1											3			4		
インド											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	*	16	17	18	19
パキスタン																														
ノルウェー																														
スイス																														
ドイツ																														
トルコ																														
チリ																														
フランス																														
イタリア																														
英国																														
ブラジル																														
UAE																														
ASEAN+3						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
EAS													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	

凡例
 分野別対話パートナーシップ
 対話パートナーシップ
 戦略的パートナーシップ
 包括的戦略パートナーシップ
 開発パートナーシップ
 その他の関係
 数値： ASEAN+1首脳会議
 *： 非公式・記念首脳会議等

(注) 日本の戦略的パートナーシップについては脚注 16 を参照。2023 年に包括的戦略パートナーシップに格上げ見込み。オーストラリアの(1)、(2)は、隔年開催であった時期に開催された「+1」首脳会議である。

(出所) ASEAN 事務局ウェブサイトなどにに基づき筆者作成。

第3期は ASEAN 共同体を設立した 2015 年以降の期間であり、この時期の ASEAN はヨーロッパ主要国およびチリ、ブラジル、アラブ首長国連邦 (UAE) との分野別対話パートナーシップおよび開発パートナーシップの構築を進めた。この時期の対外関係の地理的拡大は、2015 年末に設立を宣言した ASEAN 経済共同体 (AEC) の次の段階を描く「ASEAN 経済共同体青写真 2025」において「グローバルな ASEAN」と掲げた目標に対応していると考えられる¹³。ここでは、経済統合を通じて国民の生活を改善するという価値観・原則を共有する新興国との関係構築に戦略的に取り組むことなどが明記されている。また、「開発パートナー」となったヨーロッパ諸国は EU 加盟国でもあり、EU との関係は 2020 年に戦略的パートナーシップに格上げされている。2020 年に EU を脱退したイギリスに関しては 2021 年に EU と同等の戦略的パートナーシップを結んでいる。

以上のような対外関係の地理的拡大と並行して、中国、日本を「対話パートナー」から「戦略的パートナー」に格上げした 2003 年以降、とりわけ 2010 年以降の ASEAN は、構築した対外関係の深化を追求するようになっている。ASEAN として公式の対外関係を結ぶ国が増加する一方で、長期にわたって対外関係を維持し、その重要性を増していく国も増えてくる。こういった経緯を背景に、ASEAN がとくに重要視する「対話パートナー」を「戦略的パートナー」、さらには「包括的戦略パートナー」へと格上げしているものと考えられる¹⁴。ASEAN と中国との「戦略的パートナーシップ」は、2003 年 10 月 8 日の第 7 回中国・ASEAN 首脳会議で合意されている¹⁵。日本に関しては 2003 年 12 月の「東京宣言」が起源であると考えられる¹⁶。2010 年代に入ると、「対話パート

¹³ 第 80-iv 項において「経済統合を通じて国民生活を改善するという価値や原則を共有する新興国・地域機構との間の経済連携を追求するための戦略的関与を検討する」という目標が掲げられている。また、「ASEAN 政治安全保障共同体青写真 2025」においても、ASEAN との公式な関係の構築をのぞむ域外国等の要請を戦略地政学的視点を踏まえて総合的に検討する (第 C.2.2.vii 項)、新しい潜在的なパートナーとの実質的な関与を検討する (第 C.2.3 項) といった項目がある。

¹⁴ 「対話パートナー」、「戦略的パートナー」、「包括的戦略パートナー」についての具体的な定義は筆者の知る限り公表されていない。しかし、ASEAN の文書において、「対話パートナー」から「戦略的パートナー」へ、「戦略的パートナー」から「包括的戦略パートナー」への移行を「格上げ (upgrade)」と表現しているため、ASEAN としてランク付けしていることが示唆される。

¹⁵ ただし ASEAN が考える「戦略的パートナーシップ」と中国がパートナーシップ外交において用いてきた「戦略的パートナーシップ」が同義であるかは不明である。

¹⁶ ASEAN 事務局がまとめた“Overview of ASEAN-Japan Dialogue Relations” (as of May 2023)には日本が「戦略的パートナー」に格上げされた時期についての明確な記述がない (他国に関しては記述がある)。同文書中で「戦略的パートナー」という用語が最初に出てくる

ナーシップ」が長期にわたった国、とくに「+1」首脳会議を重ねてきた国との関係は順次「戦略的パートナーシップ」へと格上げされ、2020年までにEAS参加国とEUの9カ国・地域がその対象となった。ここで、ASEANによる域外パートナーの格付けは次の段階に入った。2021年には中国とオーストラリアが「包括的戦略パートナー」に格上げされ、翌2022年には米国とインドが続いた。日本は友好協力50周年をむかえる2023年に「包括的戦略パートナー」に格上げされる見込みである¹⁷。

図1の各セル内に記した数字は、ASEANと当該国の「+1」首脳会議の開催状況を示している。アジア通貨危機が深刻化した1997年12月に開催された第1回ASEAN+3首脳会議に合わせて、ASEANは「+3」を構成する中国、日本、韓国との間でそれぞれ「+1」首脳会議を持ち、それを毎年開催するよう定例化した¹⁸。その後の展開を見ても、ASEANと「+3」諸国との関係が強化されているが、そのなかでも中国と日本が競い合うようにASEANとの関係を深化させているといえよう。アジア通貨危機を契機としてASEAN+3首脳会議が定例化される過程で、日本は「+1」首脳会議を開催することでASEANとの関係を中韓に先んじて強化しようと考えたが、ASEANは日本だけを特別扱いすることを避け、「+3」首脳会議と日中韓各国との「+1」首脳会議を併用すること

のは「バリ宣言 (Joint Declaration for Enhancing ASEAN Strategic Partnership for Prospering Together)」(2011年11月)の表題においてである。他方で、2003年12月の日本・ASEAN特別首脳会議で採択された「東京宣言 (Tokyo Declaration for the Dynamic and Enduring Japan-ASEAN Partnership in the New Millennium)」の序文に「Determined to continue the deepening and broadening of cooperation within Japan-ASEAN strategic partnership to ensure peace, stability and prosperity in the region」との記載がある。しかしこれは、ASEANが域外パートナーを格付けする際に「Strategic Partnership」のように一文字目を大文字にするという用法に沿っていないことから、ここでは戦略的パートナーシップを一般名詞として用いているだけという可能性もある。後にSukuma and Soeya (2013, 20)は、ASEAN・日本の戦略的パートナーシップの基礎は、最初に「東京宣言」、その後「バリ宣言」によって強く固められた (strongly anchored) と記述している。また、2017年3月に当時のASEAN政府代表部特命全権大使が作成した資料でも「東京宣言」によって、地域の平和・安定・繁栄のための戦略的パートナーシップが構築されたと記述している (Sunaga 2017)。外務省のホームページでも、日・ASEAN関係が「戦略的パートナーシップ」になったのは2003年と明記されている (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/page25_001325.html)。

¹⁷ ASEAN Secretariat, “Overview of ASEAN-Japan Dialogue Relations” (as of May 2023)の第9段落に“ASEAN and Japan are commemorating the 50th Anniversary of ASEAN-Japan Friendship and Cooperation in 2023. Both sides are also considering a Comprehensive Strategic Partnership (CSP) which is expected to be announced in 2023”との記述がある。

¹⁸ 1997年1月に橋本龍太郎首相が日本・ASEAN首脳会議の定期開催を提案したところ、ASEAN側から中国、韓国の首脳もASEAN首脳会議の際に招待するとの回答があり、ASEAN+3という枠組みで首脳会議が開催されることになった (山影 2003, 33)。日本、中国、韓国との「+1」首脳会議はその副産物という位置付けになる。

で、ASEAN 流のバランス外交を選んだ。これは ASEAN によるしたたかな戦略である
と見ることもできるが、多様性に富む 10 カ国から構成され、コンセンサスによる意思
決定を重視する ASEAN にとっては必然的な対応であったともいえる。

アメリカとの関係は、バラク・オバマ大統領がアジア太平洋を重視する方針（リバラ
ンス政策）¹⁹を打ち出し、EAS に同国大統領として初めて出席した 2011 年 11 月を契機
に急速に深化しており、2013 年以降は「+1」首脳会議が定例開催されている。ドナル
ド・トランプ政権下の 2018 年に激化した米中貿易摩擦は「貿易の武器化(weaponization
of trade)」を顕在化させ、外交における経済的目的と政治的目的とを区別して論じるこ
とがより困難になっている。この流れは、ミャンマーにおけるクーデター（2021 年 2 月
～）、ロシアのウクライナ侵攻（2022 年 2 月～）によって強化されており、反転の兆し
は見えていない。米中およびそれぞれの有志国が ASEAN 各国の取り込みを進めるなか
でも、ASEAN としてはいずれか一方に与することはしないというバランス外交を維持
している（Lee 2020）。ASEAN が中国、そして日米豪印戦略対話（QUAD）諸国の双方
と「包括的戦略パートナーシップ」を結んできたのは、その帰結であると考えられる²⁰。

第 2 節 日本の対 ASEAN 経済外交の展開と制度的基盤

2023 年は日本・ASEAN 友好協力 50 周年であり、さまざまな記念行事が行われてお
り、同年末の ASEAN・日本首脳会議では両者の関係が「包括的戦略パートナーシップ」
に格上げされることも見込まれている。以下本節では、日本の対 ASEAN 経済外交の変
遷を概観したうえで、いくつかの政策領域における具体的な経済協力の展開を整理し、
今後を展望する手がかりとしたい。

2-1 日本の対 ASEAN 経済外交

50 年前の 1973 年、日本と ASEAN の関係が友好的に始まったわけではない。日本の
合成ゴム産業の急速な成長と輸出の増加が、天然ゴムを主要な輸出品目としていたマレ
ーシア、インドネシア、タイに脅威と認識されたことが発端である。ただし、合成ゴム
交渉の前に、アジア開発銀行の東京誘致失敗（1965 年）、日本が提案した東南アジア開
発閣僚会議（1966 年）の頓挫などが続き、日本と東南アジア諸国の関係はすでに良好

¹⁹ “Remarks By President Obama to the Australian Parliament”, Canberra, Australia, 17 November 2011.

²⁰ 日中韓 3 カ国に次いで、2002 年から ASEAN が「+1」首脳会議を定例化したのがインド
である。2023 年 6 月 16 日、韓国の朴振外交部長官がカオ・キムヒン ASEAN 事務局長に対
して、交流開始 35 周年となる 2024 年に双方の関係を包括的戦略パートナーシップに格上
げすることを提案している。「韓国外相 ASEAN 事務局長に『包括的戦略パートナー』締
結提案」『聯合ニュース』2023 年 6 月 16 日。

とはいえない状況にあった。日本の援助外交に対する反感もあり、日本が東南アジアで積極的な役割を果たすことへの不信感が高まっていた（山影 1991: 175）。

合成ゴム問題に関して、ASEAN が対日批判・要求を始めたのは、マレーシアによる輸出抑制要求に日本が応じなかったからである。その結果、1973 年の第 6 回 AMM において、日本の合成ゴム産業の成長が ASEAN 加盟国の深刻な脅威になっているとの認識が ASEAN の外務大臣の間で共有された。ASEAN 側の要求に日本政府が応じる形で、1973 年 11 月に第 1 回日本・ASEAN 合成ゴムフォーラムが東京で開催された。難航する協議に ASEAN は対日批判で応じ、最終的に 1976 年 11 月の第 4 回 ASEAN・日本合成ゴムフォーラムにおいて、ASEAN が要求するタイヤ試験開発研究所の設立およびゴム研究センターの強化に対する資金援助に日本側が応じる形で交渉は決着した。特定の国・産業に関する問題について、ASEAN が前面に立ち、相手国と直接協議するフォーラムを設置し、問題を解決に導いたことは、ASEAN のにとっては大きな成功体験であったといえよう。以後も日本・ASEAN 協力の策定、検討および勧告を行うことを目的として、1977 年 3 月に日本・ASEAN フォーラムが公式に創設され、定期的（原則年 1 回）に開催されることになった²¹。これは外務省の次官級会合である。

1976 年の「ASEAN 協和宣言」を契機に域内経済協力に乗り出した ASEAN は、資金、技術などさまざまな形での日本の協力の必要性を認識し、日本政府にも ASEAN 域内経済協力への積極的関与を要求した。1977 年 8 月の第 2 回 ASEAN 首脳会議に招聘された福田赳夫首相は ASEAN 側の経済協力要求に部分的に応え、その後の日本の対 ASEAN 外交方針となる「福田ドクトリン」を表明した。その内容は、①日本は軍事大国にならない、②ASEAN と「心と心の触れあう」関係を構築する、③日本と ASEAN は対等なパートナーである、の 3 項目に要約される（外務省 2023: 3）。この「福田ドクトリン」は、戦後初めての理念主導の外交と位置付けられ、ASEAN においても長く評価されることになった（枝村 2008）。この会合が日本と ASEAN の首脳が初めて一堂に会する機会となった。

1985 年のプラザ合意は日本と ASEAN 諸国の経済関係を大きく変容させる契機となった。プラザ合意後に進んだ急速なドル安によって自国通貨高が進んだ日本、韓国、台湾の製造業企業が、生産コスト低減による輸出競争力の回復を目的として、ASEAN 諸国への進出を本格化させたのである。アジア新興工業国（Newly Industrializing Economies: NIEs）の成功にならば、1970 年代後半から輸出志向工業化への転換に取り組んでいた ASEAN 諸国にとっても大きな好機となり、積極的に海外直接投資（Foreign

²¹ 第 4 回合成ゴムフォーラムで合意された技術援助の内容および日本・ASEAN フォーラムの創設については、“Joint Statement of the Meeting of the ASEAN Heads of Government and the Prime Minister of Japan”, Kuala Lumpur, 7 August 1977 の第 5 項を参照。

Direct Investment: FDI) を誘致した。その結果、1980 年代後半からアジア通貨危機までの期間、タイ、マレーシア、インドネシアなどでは急速に工業化が進み、非常に高い経済成長を実現した²²。

日本の製造業の ASEAN 進出は、日本・ASEAN 間の産業協力を促進した(石川 2003)。日系自動車メーカーの多くが ASEAN に進出し、シェアを拡大していった。FDI 受け入れ側の ASEAN 各国は、裾野が広い自動車産業を戦略産業と位置付け、完成車輸入を制限し、完成車や部品の国産化を義務付けるといった政策をとった。このような状況下で 1988 年 10 月の第 20 回 ASEAN 経済大臣会合 (ASEAN Economic Ministers Meeting : AEM) で導入されたのがブランド別自動車部品相互補完流通計画 (BBC スキーム) である²³。BBC スキームは「各メーカーのブランド内における部品の ASEAN 各国間保管流通を目的とし、各外資系メーカーが部品の集中生産とその域内流通を行うことを、ASEAN が制度化するもの」(清水 2013) であり、その後の ASEAN 各国での自動車産業の発展に貢献した。1990 年代に入ると ASEAN は冷戦終了後の国際情勢の変化や改革開放政策に乗り出した中国との競合といった新しい環境への対応が求められるようになった。その一つが域内経済統合の推進であり、1992 年に 1 月の第 24 回 AEM で署名された「ASEAN 自由貿易地域のための共通効果特惠関税スキームに関する協定」(Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area: AFTA-CEPT 協定) に基づいて 1993 年 1 月から域内貿易の自由化が始まった²⁴。

FDI を活用した輸出志向工業化への転換は ASEAN 諸国の経済的離陸の原動力となった(世界銀行 1994)。しかしこの転換は ASEAN 諸国にとっては未知の領域への挑戦であり、多くの困難をともなうものであった。その挑戦を後押しすることを目的として、通商産業省は 1987 年～91 年、新アジア工業化総合協力プラン (New Asian Industries Development Plan: New AID Plan) を推進した。New AID Plan は「相手国による投資環境整備の自助努力を前提としつつ、我が国民間企業による直接投資、我が国への輸入という民間ベースの協力と、これらの基盤を整備するためのハード、ソフト、資金等の多面的な政府ベースの援助とを、総合的・計画的に連携しながら展開」(通商産業省

²² 本書第 13 章、図 2b、図 3 を参照。

²³ “Joint Press Release”, the 20th ASEAN Economic Ministers Meeting, Thailand, 17-19 October 1988, 第 11 段落。

²⁴ 1996 年には、BBC スキームを AFTA に組み込み、他製造業分野にも門戸を開いた ASEAN 産業協力 (ASEAN Industrial Cooperation: AICO) スキームが導入された。AICO は、域内での生産分業・相互補完を促進することで ASEAN 製造業の競争力強化を目指すスキームで、一定の条件のもとで域内貿易の関税が減免される。しかし、申請手続きの煩雑さなどの理由により、自動車産業以外への適用はあまり広がらなかった(五味 2000)。

1989, 174-5) する総合的経済協力パッケージであり、単体のインフラ開発支援といった従来の開発援助とは異なる総合的な政策協力であった(西村 2014, 81)。通産省が所管する既存スキームのみを組み合わせることで推進された²⁵。ASEAN と通産省の政策協力は 1992 年以降、日・ASEAN 経済大臣会合(AEM-MITI)として定例化された。

1990 年代の ASEAN は、1995 年にベトナム、1997 年にラオスとミャンマー、1999 年にカンボジアを新規加盟国として迎え、新しい課題にも直面していた²⁶。ベトナムとラオスは社会主義国、ミャンマーは軍政下であり、カンボジアは内戦で荒廃した国家を再構築する段階にあった。ASEAN 原加盟国との格差は大きく、さまざまな支援が必要であった。この点に関しても日本は AEM-MITI などの場を通じた支援を展開した。

1997 年に始まったアジア通貨危機は、タイ、インドネシア、マレーシアなどの ASEAN 諸国に大きな打撃を与え、それら諸国に多くの企業が進出していた日本もその影響を大きく受けた。通貨危機に直面した ASEAN 諸国を支援するため、大蔵省(現・財務省)が「1997 年から急激にアジア関与を深めた」(山影 2003, 24)。また、通産省(現・経済産業省)が主管する通商政策にも大きな変化が見られた。従来、「関税および貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)および WTO を軸としたグローバルな多角的自由貿易体制を重視し、地域協力に関しては APEC などの「開かれた地域協力」だけを許容する姿勢であったが、この時期から徐々に、二国間あるいは地域的な経済連携協定からなる重層的通商システムの構築に着手した(山影 2003, 27)。この動きは、WTO ドーハララウンドの多国間交渉の難航を受けて加速していくことになる。

2003 年は「日本・ASEAN 交流年」と位置付けられ、多くの関連行事が開催された。12 月の日・ASEAN 特別首脳会議では将来の日・ASEAN 関係の指針となる「東京宣言」と同宣言に沿った具体的な行動計画である「日本・ASEAN 行動計画」が採択された。同行動計画には、二国間経済連携協定実現に向けた協議の加速化、ASEAN 新規加盟国を支援する ASEAN 統合イニシアティブ(Initiative for ASEAN Integration: IAI)支援、

²⁵ 通産省所管スキームには、技術協力の一部、国際協力事業団(Japan International Cooperation Agency: JICA)(現・国際協力機構)の鉱工業部門関連事業、日本貿易振興会(Japan External Trade Organization: JETRO)(現・日本貿易振興機構)、海外技術者研修協会(Association for Overseas Technical Scholarship: AOTS)(現・海外産業人材育成協会)、海外貿易開発協会(Japan Overseas Development Corporation: JODC)など通産省が所管する団体の事業が含まれる。なお、通産省が円借款を用いずに上記スキームのみによって New AID Plan を推進したのは、当時の日本の ODA 政策を担っていた四省庁体制下で必要とされた、外務省、大蔵省(現・財務省)、経済企画庁との調整を回避するためであった(前田 2003, 120-1)。

²⁶ 1990 年代に新規加盟した 4 カ国は、アルファベット順に並べた国名の頭文字をとって CLMV (Cambodia, Laos, Myanmar, and Vietnam) 諸国と呼ばれる。

メコン地域開発支援（3年間で約15億ドル）、人材育成支援などが盛り込まれている。さらに2005年12月の第9回ASEAN・日本首脳会議において小泉純一郎首相は、ASEAN統合に向けたASEAN諸国の努力を支援すること、ASEAN域内格差是正を図ることなどを目的として、日本・ASEAN統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund: JAIF）の設立を提唱した。この時期に、日本の対ASEAN経済協力は、アジア通貨危機対応としての緊急支援や再発予防のための制度構築から、経済統合を推進するASEANへの支援へと重点を移していった。

2007年に福田赳夫元首相の長男である福田康夫が首相に就任した際、新しい「福田ドクトリン」を待望する言説があった（枝村2008）。福田首相は2008年5月22日に開催された国際交流会議「アジアの未来」でのスピーチのなかで、対アジア外交に関する5つの約束を表明した。その内容は、①ASEAN共同体実現の断固支持、②日米同盟の強化、③「平和協力国家」として尽力、④アジア、太平洋の知的・世代的交流のインフラを育成・強化、⑤気候変動問題への取り組み、低炭素社会の実現、というものであった²⁷。理念外交の典型ともいえる「福田ドクトリン」と比較すると、より具体性の高い内容となっている。

日本・ASEAN友好協力40周年にあたる2013年、安倍晋三首相は東南アジア3カ国（ベトナム、タイ、インドネシア）を公式訪問し、「地域の平和と繁栄を確保していくため、自由、民主主義、基本的人権、法の支配など普遍的価値の実現と経済連携ネットワークを通じた繁栄を目指し、日本はASEANの対等なパートナーとして共に歩んでいく」という趣旨のメッセージを各国首脳に伝達した。さらに最後の訪問地であったインドネシアでの首脳会談の後に「対ASEAN外交5原則」が発表された。これは、①自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値の定着及び拡大に向けて、ASEAN諸国と共に努力していく、②「力」でなく「法」が支配する、自由で開かれた海洋は「公共財」であり、これをASEAN諸国と共に全力で守る。米国のアジア重視を歓迎する、③様々な経済連携のネットワークを通じて、モノ、カネ、ヒト、サービスなど貿易及び投資の流れを一層進め、日本経済の再生につなげ、ASEAN諸国と共に繁栄する、④アジアの多様な文化、伝統を共に守り、育てていく、⑤未来を担う若い世代の交流を更に活発に行い、相互理解を促進する、の5項目からなる。さらに、同年12月に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議では、「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」およびその「実施計画」が採択された。

安倍首相は2016年8月、第6回アフリカ開発会議において、その後の日本の外交政策の柱となる「自由で開かれたインド太平洋（Free and Open Indo-Pacific: FOIP）」構想を発表した。これは、①法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着、②経済

²⁷ 外務省（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/efuk_0522_k.html）。

的繁栄の追求（連結性、貿易・投資協定等を通じた経済連携の強化）、③平和と安定の確保（海上法執行能力の構築など）などからなる構想であり、明示してはいないものの、当時、世界第2位となった経済力を背景に一带一路構想などにより国際的な影響力を強める一方で、南シナ海への海洋進出を強行する中国をけん制するねらいがあった。こうした日本の思惑は2017年1月に発足した米トランプ政権にも共有され、各国のインド太平洋戦略、とくにそのなかでの中国の位置づけへの関心が高まった。とくにASEANに関しては、インド洋と太平洋の結節点としての戦略的重要性が高まったといえる。2019年の第34回ASEAN首脳会議が採択した「インド太平洋に関するASEANアウトック(ASEAN Outlook on Indo-Pacific: AOIP)」は、①ASEAN主導でEASなどを通じてAOIPを推進すること、②協力の原則（内政不干渉、ASEAN中心性、開放性、包括性、国際法の尊重）、③海洋協力、連結性強化、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）などを重点協力分野とすること、などを掲げている（鈴木2020）。AOIPを推進する枠組みとして日本、米国、中国のいずれもが参加するEASを想定していること、また、競争よりも協力や開放性を重視していることから、中国をけん制するという日米の思惑に沿ったものにはなっていない。しかし日本は、AOIPとFOIPが平和と協力を促進するうえで本質的な原則を共有しているという観点からAOIPへの全面的な支持を表明しており、2020年の第23回日・ASEAN首脳会議では、ODA、JAIFなど既存の経済協力メカニズムを通じた協力を強化することなどが合意された。

2022年11月の第25回日・ASEAN首脳会議において岸田文雄首相は、AOIPへの支持を改めて確認するとともに、①海上交通安全等の海洋協力、②質の高いインフラ投資等の連結性支援、③保健、気候変動対策、防災面での協力、④「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現などに関する協力を表明した。より包括的な日・ASEAN協力に関する構想は、2023年12月に予定されている日・ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において表明される見込みである。

2-2 日本の対ASEAN経済外交の制度的枠組み

前節におけるASEAN+1首脳会議の拡大過程の分析と同様に、ASEAN域内の閣僚級会議、およびそれらを通じた域外国との政策協議の制度化の過程をみていこう（図2）。

前述のとおり、ASEANにおいて最初に定例化されたのはASEAN設立当初の1967年から続いているAMMである。日本との公式な関係は1973年に開催された合成ゴムに関するASEAN・日本フォーラムに始まり、1977年以降はASEAN・日本フォーラムとして継続開催されているが、これらは閣僚級ではなく、次官級会合である。日本の外務大臣がAMMと協議をするのは、不定期に開催される拡大外相会議、あるいは近年継続して開催されるようになっている閣僚会議後協議(Post Ministerial Consultation: PMC)

に招待される場合である。日本の外務大臣が ASEAN の拡大外相会議に出席したのは 1978 年のことであり、その後も断続的に協議の場がもたれている。2008 年以降は毎年 PMC+1 の場があり、ほぼ定例化したといえる。アジア太平洋地域の安全保障環境を改善することを目的として ASEAN が中心となって 1994 年に開催された ASEAN 地域フォーラム (ASEAN Regional Forum: ARF) には日本は設立当初から参加している。また、ASEAN+3 の外相会議は 2000 年から、EAS 外相会議は 2011 年から毎年開催されている。

ASEAN が次に定例化したのが 1975 年から開催されている AEM である。前述のとおり、日・ASEAN 経済大臣会議 (AEM-MITI) が定例化されたのは 1992 年であったが、通産省主導の対 ASEAN 経済協力は 1987 年から New AID Plan として推進されていた。AEM-MITI は、New AID Plan で対応できなかった点があることを踏まえて、1990 年代初頭に ASEAN が日本政府に対して「本格的な産業政策の政策協力の供与を要請」したことへの対応であった (西村 2014, 84)。1993 年 10 月の第 2 回 AEM-MITI では通産省が実施した調査に基づく ASEAN の産業高度化に向けての展望と課題が報告され、中小企業、裾野産業、知的財産保護、工業標準、品質管理、技術移転など幅広い分野での政策協力が提案されている²⁸。翌 1994 年の第 3 回 AEM-MITI では、「移行経済圏諸国の ASEAN への加盟という、ASEAN が直面する新たな課題に対する対応」 (西村 2014, 84) として「カンボジア・ラオス・ミャンマー産業協力ワーキング・グループ (CLM-WG)」の設立が合意された²⁹。その後、アジア通貨危機による状況の変化を受けてより広範な課題への対処を可能とするために、1998 年 11 月に CLM-WG は日・ASEAN 経済産業協力委員会 (AEM-MITI Economic and Industrial Cooperation Committee: AMEICC) へと発展的に改組された。AMEICC の事務局が日本の一般財団法人海外産業人材育成協会 (The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnership: AOTS) のバンコク事務所内に設置されていることから、AEM-MITI を通じた経済産業協力が高度に制度化されていることが分かる。このように、AEM+1 の枠組み作りにおいては日本が大きく先行しており、中国は 2002 年からの毎年開催、韓国は 2005 年に第 2 回会合が開催されたことが確認できる。ASEAN+3 の経済大臣会議は 2000 年から開催されているが、最初の EAS 経済大臣会議が開催されたのは対象国がほぼ重なる東アジア地域包括的連携 (Regional Comprehensive

²⁸ “Joint Press Statement Meeting of the ASEAN Economic Ministers with the Minister for International Trade and Industry of Japan”, 9 October 1993, Singapore.

²⁹ CLM-WG という名称は西村 (2014) による。実際に設置されたワーキング・グループの名称も CLM-WG であった。第 3 回 AEM-MITI の共同声明では、インドシナ経済協力ワーキング・グループという名称が使われており、その対象はカンボジア、ラオス、ベトナムであった。ミャンマーが対象に加えられたのは 1995 年の第 4 回 AEM-MITI である。

図2 閣僚級会議等を通じた日・ASEAN 経済協力の制度化

	1967	1971	1976	1981	1986	1991	1996	2001	2006	2011	2016	2021	2023
首脳会議													
ASEAN首脳会議			1 2		3	4	5	6	7 8 9 10 11	12-3	14-516-718-920-122-324-526-728-9	30-32-34-36-38-40-42-3	
東アジアサミット (EAS)									1	2-3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18		
ASEAN+3								1 2 3 4	5 6 7 8 9	10-1	12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26		
ASEAN・日本								1 2 3 4	5 6 7 8 9	10-1	12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26		
メコン・日本										1 2 3 4	5 6 7 8 9 10 11 12 13		
外務大臣会議													
AMM	1 2 3	4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56								
ASEAN地域フォーラム (ARF)							1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30					
EAS										(1) (2) (3)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		
ASEAN+3								1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24					
拡大外相会議/PMC10+1 (日本)			1	4	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *					
メコン・日本										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14			
ASEAN・日本フォーラム		(1)(2)	(4) 1	5 6 7	8 9 10 11 12	13 14	15 16		21 23		27 29	31 32 33 34 35 36 37 38	
経済大臣会議													
AEM			1 2 3-5 6-7 8 9-10 11 12-4 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55										
EAS										* *	(1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		
AEM+3								1-2 3-4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26					
AEM-METI (日本)						1 2 3 4 5		7 8 9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29				
AEM-MOFCOM (中国)								1 2 3 4	6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22				
AEM・韓国								2 4	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20				
メコン・日本										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13			
エネルギー大臣会議													
AMEM			1 2-3	4 5	6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41							
EAS-EMM										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17			
AMEM+3										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20			
運輸大臣会議													
ATM								1 2-3 4 5 6 7 8 9 10 11	12-3 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29				
ATM・中国								1 2 3 4	5-6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22				
ATM・日本								1 2 3	4-5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21				
ATM・韓国										1 2 3 4	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14		
財務大臣・中央銀行総裁会議													
AFMM								1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18					
AFMGM											1 2 3 4 5 6 7 8 9		
AFMM+3								1-2 3-4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14					
AFMGM+3											15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26		
その他													
ASEAN事務総長・FJCCIA											1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	13 14 15	

(注) 数値は各会合の回数。赤字は会合の議長声明等の文書や開催情報が確認できていないが、前後の開催状況から推察される情報を示している。背景色は開催回数 10 回以下、11 回以上、21 回以上、31 回以上で色分けしている。「*」は開催は確認されたが何回目かが不明の会合である。メコン諸国 (CLMV) と日本の首脳・閣僚級会合は、2021 年 8 月の第 14 回メコン・日本外相会議が最後となっており、同年内に開催予定であった第 13 回首脳会議、第 13 回経済大臣会議は中止になったものとみられる。

(出所) ASEAN 事務局、外務省、経済産業省、国土交通省、財務省、ASEAN 日本代表部などのホームページを参照して筆者作成。

Economic Partnership: RCEP) 協定の交渉が本格化する 2011 年のことであった。

ASEAN エネルギー大臣会議 (ASEAN Ministers on Energy Meeting: AMEM) は第二次石油危機の影響が残る 1980 年に設立され、当初は不定期開催であったが 1993 年以降は毎年開催されるようになってきている。AMEM については「+1」の枠組みは設置されておらず、ASEAN+3 の枠組みで 2004 年から、EAS の枠組みで 2007 年から毎年協議の場が設置されている。

ASEAN 交通大臣会議 (ASEAN Transport Ministers Meeting: ATM) は 1996 年に設置され、ほぼ毎年開催を続けている。ATM との「+1」会議については中国が 2002 年、日本が 2003 年、韓国が 2009 年から毎年開催している。2023 年の ATM および関連会議は 11 月に開催予定である。

ASEAN 財務大臣会議 (ASEAN Finance Ministers Meeting: AFMM) は、アジア通貨危機直前の 1997 年 2 月末に初めて開催され、その後は毎年開催されている。2015 年に中央銀行総裁も参加する ASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議 (ASEAN Finance Ministers and Central Bank Governors' Meeting: AFMGM) へと改組された。この分野でも「+1」会議は設置されておらず、アジア通貨危機後の国際金融協力を進める場となった ASEAN+3 の枠組みで 2000 年以降、毎年開催されている。中央銀行総裁を含む形式への改組は、ASEAN+3 の枠組みが先行して 2012 年に行われている。

なお、政府間の協力枠組みではないが、2009 年から毎年開催されている ASEAN 日本人商工会議所連合会 (Federation of Japanese Chambers of Commerce and Industry in ASEAN: FJCCIA) による ASEAN 事務総長との対話も日・ASEAN 間経済協力の重要な制度的枠組みの一部であるといえる。FJCCIA はブルネイを除く ASEAN 9 カ国の日本人商工会議所会員により構成される連合組織であり、2023 年 6 月現在の会員数は 7283 社にのぼる³⁰。2023 年の第 15 回対話はジャカルタで開催され、カオ・キムホン ASEAN 事務総長に対して、①より広範な経済統合 (7 項目)、②包括的なデジタル・トランスフォーメーション (3 項目)、③持続可能で強靱な未来に向けた前進 (2 項目)、④人的資本の開発 (2 項目) という 4 本柱で構成される具体的な要望・政策提言を行っている。これらは、経産省が有識者、日本商工会議所、JETRO などと策定中の「日 ASEAN 共創ビジョン」、そして ASEAN がコロナ禍からの復興戦略として 2020 年 11 月に策定した ASEAN 包括的復興枠組み (ASEAN Comprehensive Recovery Framework: ACRF) にも沿った内容となっている。FJCCIA と ASEAN 事務総長との政策対話の運営には経

³⁰ 「第 15 回 ASEAN 事務総長と ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) との対話を開催：日系経済界代表、今年就任のカオ・キムホン事務総長に地域の繁栄に向けた貢献を約束」 (<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2023/d0b1be499ba4f75f.html>)、2023 年 8 月 9 日。

産省や JETRO も深く関与しており、日・ASEAN 間の経済協力を官民一体で推進するための重要な窓口となっている。

第3節 日本と ASEAN の経済協力

本節では主要な日本・ASEAN 経済協力について分野別に整理をする。

3-1 資金協力：ASEAN 事務局および関連機関への拠出金

日・ASEAN 経済協力の黎明期から続く狭義の経済協力である。二国間 ODA と異なり、個別のインフラ開発プロジェクトを支援するというものではなく、ASEAN 事務局などの機関内に特定用途のための基金を設置し、そこに拠出するというもの、あるいは国際機関については義務的分担金と任意の拠出金を供与するものなどがある。使途に限定はあるが、財政支援という性格が強い。

1998 年 5 月、小渕恵三首相は ASEAN 基金(ASEAN Foundation) に対して約 2000 万ドルを拠出すると表明した。これは、日本・ASEAN 連帯基金 (Japan-ASEAN Solidarity Fund: JASF) として、ASEAN 諸国の人材開発や貧困軽減、地域的プロジェクト発掘のための開発戦略の促進することを目的としており、1999 年 1 月には交換公文が交わされ、翌月には送金されている。

2005 年 12 月の第 9 回 ASEAN・日本首脳会議において小泉首相は、ASEAN の統合および域内格差是正を目的として、日本・ASEAN 統合基金 (JAIF) の設立を提唱した。2005 年度に日本が ASEAN 事務局に総額 75 億円を拠出するという内容であり、翌 2006 年 3 月には東京で署名式が開催され、JAIF が設置された (表 1)。JAIF は ASEAN 事務局の口座で管理されており、ASEAN 事務局、ASEAN 各国の ASEAN 代表部大使から構成される常駐代表委員会 (Committee of Permanent Representatives: CPR)、および日本政府が参加する日本・ASEAN 合同協力委員会が各事業の実施状況や基金の運用改善策等について協議するという体制が敷かれている。このように制度化が進んでいることを反映して、JAIF は、JAIF の目的に適合するものであれば、さらに特定の目的のための基金へのイヤーマーク拠出金を受け入れる窓口としても利用されている³¹。例えば 2006 年度には JAIF に対して 275 億円という多額が拠出されているが、そのうちの大半、約 217 億円は東アジア青少年交流基金 (Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths: JENESYS)³²、57 億 7200 万円は日・ASEAN 包括経済連携(AJCEP)

³¹ 2008 年には表 1 記載の JAGEF および JAEP の残金が JAIF に統合されている。

³² 2007 年 1 月の第 2 回 EAS において、安倍首相が EAS 参加国を中心に、5 年間、毎年 6000 人程度の青少年を日本に招く 350 億円規模の交流計画の実施を表明したことを受けて実施された。

協力基金への拠出金である。2008年度の拠出された101億円は災害緊急対応能力の向上、世界金融危機の悪影響を回避するための支援などを行うための追加拠出である。

2013年、日・ASEAN友好協力40周年記念特別首脳会議において、安倍首相は「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」および実施計画を発表するとともに、「JAIF2.0」として総額1億ドルを追加拠出すると表明した。「JAIF2.0」の重点事項は海洋協力、防災協力、テロ・サイバー対策、ASEAN連結性強化の4点である。このコミットメントに沿って、2018年度に10億円、2019年度に10.45億円、2020年度に55億円が拠出され、2022年度に2.7億円、2023年度に3億円が拠出されている。なお、表1には記載していないが、日・ASEAN友好協力50周年を迎える2023年には新たに「JAIF3.0」が設置され、1億ドル（約108億円）が拠出されている。

財務省からは、2000年代初頭以降、金融技術支援基金への拠出が続いており、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（ASEAN+3 Macroeconomic Research Office: AMRO）が国際機関化された2016年以降はその義務的分担金と任意の拠出金が支払われている。

2000年代初頭、農林水産省がASEAN事務局に対して「農業の多面的機能に関する調査研究・普及事業」資金を拠出しているが、これは当時日本が経済連携交渉に乗り出したことと連動していると考えられる。ASEAN諸国との経済連携交渉においては日本の農業市場の開放が要求されることが見込まれるため、農林水産省が重視する「農業の多面的機能」という考え方を事前に普及する必要性があったものと推察される。

表1 ASEAN 事務局および関連機関に対する拠出金（2000～2020 年度）（億円）

	拠出省庁	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
ASEAN事務局に対する拠出金	小計	3.73	4.68	4.93	6.69	5.80	81.61	282.75	7.04	104.72	3.79	6.97	31.60	64.37	87.33	6.85	8.11	3.52	3.85	13.87	14.05	58.20	6.14	
日・ASEAN総合交流基金（JAGEF）	外務省	2.67	2.72	1.70	1.09																			
日・ASEAN学術交流基金（JAEP）	外務省	0.55	0.56	0.42	0.32	0.29	0.70																	
日・ASEAN統合基金（JAIF）	外務省						75.00	274.81		101.19					82.00					10.00	10.45	54.78	2.73	
アジア大洋州地域青少年交流拠出金（キスナ強化プロジェクト）	外務省												25.41											
アジア大洋州地域青少年交流拠出金（JENESYS2.0）	外務省													58.80										
日・ASEAN情報通信技術基金	総務省										0.10	0.09	0.18	0.24	0.25	0.10	0.04	0.20	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
日・ASEAN社会セーフティネット構築支援基金	厚生労働省												0.11	0.09	0.09									
日・ASEAN金融技術支援基金	財務省		0.88	1.51	3.34	4.08	4.53	4.05	3.24			3.16	3.40	3.29	3.37	4.49	5.20	0.72	1.26	1.25	1.16	1.11	1.12	
ASEAN+3金融協力基金	財務省																	0.05	0.04	0.04				
ASEAN事務局拠出金	農林水産省			0.80	1.12	1.42	1.39	3.90	3.80	3.53	3.69	3.71	2.50	1.94	1.63	2.26	2.87	2.56	2.44	2.46	2.33	2.20	2.19	
農業の多面的機能に関する調査研究・普及事業	農林水産省	0.50	0.51	0.50	0.82																			
その他ASEAN関連機関に対する拠出金	小計	12.60	12.86	12.38	12.29	11.07	9.99	9.48	9.99	9.95	9.12	9.73	9.03	8.30	7.37	7.40	32.35	33.00	13.20	12.97	12.20	364.02	30.26	
日・ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）事務局	経済産業省			0.42	0.42	0.42	0.42	0.59	0.94	1.00	0.90	0.90	0.90	0.73	0.73	0.73	25.73	20.73	0.73	0.73	5.77	356.58	20.54	
ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）*	財務省																	5.31	5.22	4.45	0.27	4.66	2.31	
東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）	農林水産省	0.94	1.66	1.66	1.98	1.81	1.76	1.52	1.78	1.65	1.62	2.00	1.81	1.55	1.39	1.74	1.78	2.00	1.98	2.05	2.01	2.01	1.98	
ASEAN+3緊急米備蓄事務局（APTERR）*	農林水産省																		0.30	0.78	0.70	0.70	0.86	
アジア工科大学（AIT）	外務省	1.49	1.47	0.89	0.45	0.32	0.16	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.00	0.12	0.23	0.14	0.14	0.12	0.12	0.12	3.44	0.07	0.07	
ASEAN貿易投資観光促進センター（日本ASEANセンター）*	外務省	5.69	5.28	5.28	5.32	4.38	3.97	3.56	3.47	3.51	3.18	3.42	3.08	2.88	2.76	2.76	2.68	2.92	2.92	2.92			4.51	
	経済産業省	3.06	3.03	2.86	2.86	2.86	2.81	2.81	2.81	2.80	2.45	2.45	2.39	2.15	1.57	1.34	1.34	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	不明
	国土交通省	1.42	1.42	1.28	1.28	1.28	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.85	0.85	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69			

（注）「*」については義務的分担金を含む。2008年のJAIFへの拠出金には経済産業省が拠出した8億935万円が含まれる。JAGEFとJAEPの残金は2008年にJAIFに統合された。2018年度からのJAIFはJAIF2.0。2019年度のAMROには義務的分担金が含まれていない。

（出所）外務省ホームページ「国際機関への拠出・出資」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/sonota.html>）に基づいて筆者作成。

AMEICC への拠出金は、ほとんどの年で 1 億円に満たない規模であるが、近年、多額の拠出金が計上されることがある。2012 年度から 2018 年度までは、2015 年度の 25 億 7317 万円、2016 年度の 20 億 7317 万円以外は 7317 万円の拠出となっている。この 7317 万円は AMEICC を維持していくために必要な金額に相当し、使途と限定しないノンイヤーマーク拠出金である。2015 年度に上乗せされた 25 億円は、日本企業の ASEAN 市場獲得を促進するために、①現地日系企業と連携して現地大学等に寄付講座を設置、②現地パートナー企業の品質管理等の能力向上のための研修・専門家派遣、③インフラ企画等に携わる政府関係者等への研修・専門家派遣、④ASEAN の経済統合、連結性、地域開発に関する知見や各国研究機関とのネットワークを活用した制度構築等を AMEICC を通じて行うためのイヤーマーク拠出金 (ODA) である。2016 年度の超過分である 20 億円は、第 19 回日・ASEAN 首脳会議で安倍首相が表明した日・ASEAN イノベーションネットワークによる新産業創出支援を実現するために計上されたイヤーマーク拠出金 (非 ODA) である。さらに 2020 年度には海外サプライチェーン多元化支援事業の予算として 355 億 8038 万円が拠出されている。この事業は経済安全保障の観点から重視されるようになったサプライチェーンの強靱化を日・ASEAN 間で実現するために、サプライチェーン多元化を目的とした設備導入やそのためのフェージビリティ・スタディ、実証事業などにかかる経費の一部を補助するものである³³。2020 年 5 月に最初の公募が始まり、2023 年 5 月には 8 回目の公募が開始されている³⁴。

JAIF や AMEICC でみられたとおり、制度化された基金や機関は、その目的に合致する限りにおいて、日本国内の政策的要請に応じて柔軟に活用することができる。JAIF に関しては小泉政権下の 2005 年に設立され、そこで整備された制度を活用する形で、安倍政権下の 2013 年に JAIF2.0、岸田政権下の 2023 年に JAIF3.0 へと更新された。更新のタイミングで基金の使途を、その時々的情勢、政策課題に即して調整することも可能であると考えられる。AMEICC に関しては AEM-METI の下部組織という位置付けながら、日系企業の市場獲得やサプライチェーンの多元化を目的とした事業の受け皿となっていることから、日本が一定の自由度をもって活用できる制度的インフラであるといえよう。

3-2 通商協力：ASEAN をハブとする FTA 網の構築

交渉参加国と交渉分野の拡大にともない、GATT/WTO における多国間自由貿易交

³³ 例えば「経済安全保障とサプライチェーンの強靱化」『通商白書』令和 4 年版、第 II 部第 1 章第 2 節 (<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2022/2022honbun/i2120000.html>) を参照。

³⁴ JETRO ホームページ (<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/>)。

渉の難易度は高まり続けた。1990年代に入ると多くの国が自由貿易交渉の重点を実現可能性の高い二国間あるいは地域的な自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）へとシフトしていった。1992年2月7日にEU設立根拠となるマーストリヒト条約が調印（1993年11月1日発効）、1992年12月17日に北米自由貿易協定（North America Free Trade Agreement: NAFTA）が調印（1994年1月1日発効）されるのに先立ち、ASEANは1992年1月28日にAFTA-CEPT協定（1993年1月1日発効）に署名している³⁵。

2000年代に入ると、アジアにおいては、域内経済統合を進めていたASEANを中心（ハブ）とするFTAネットワークが張り巡らされていくことになる。その端緒は日本とシンガポールの二国間FTA交渉によって開かれた。WTOでの多国間交渉が暗礁に乗り上げた1999年、日本はシンガポールとの二国間FTA交渉に乗り出した³⁶。これが「2000年代、東アジア域内で起こったFTAの『ドミノ現象』の号砲になった」（助川2019, 100）。日本の先行を警戒した中国は2000年1月のASEAN・中国首脳会議において自由貿易地域構想を提案し、翌年の同会議では10年以内にFTAを実現することが合意された。しかし、ASEAN諸国にとって重要な輸出品目であった農作物市場を早期に開放するというアーリーハーベスト措置を中国が活用したことも奏功し、ASEAN・中国FTA（ASEAN China Free Trade Agreement: ACFTA）は10年を待たずに実現されることになった。翌2002年11月には「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」、2004年11月には「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」が締結され、2005年7月に発効した。このような短期間でのACFTAの実現は、貿易転換効果を警戒する韓国、日本を、ASEANとの多国間FTA締結へと駆り立て、2005年2月にはASEAN・韓国自由貿易協定（ASEAN Korea Free Trade Agreement: AKFTA）、同年4月にはASEAN・日本包括的経済連携（AJCEP）の交渉が始まった。AKFTAの物品貿易協定は2007年6月にタイを除く9カ国との間で発効³⁷、2009年5月にはサー

³⁵ ASEAN域内の経済統合は1993年に発効したAFTA-CEPT協定に沿って進められ、同協定は2008年の非公式経済大臣会議で調印された「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」に発展的に継承されている。2000年以降のASEANのFTAネットワークの構築については、鈴木・梅崎（2023a）、鈴木（2022）が簡潔に要約している。

³⁶ 1999年12月8日、小渕首相とシンガポールのゴー・チョクトン首相との間で両国間の自由貿易協定に関する共同研究を実施することが合意され、2000年3月には「日・シンガポール自由貿易協定」共同検討会合が開催された（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/kk_hiakei.html）。最終的に「日本・シンガポール新時代経済連携協定（Agreement between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership）」は2002年1月に署名され、同年11月に発効した。

³⁷ タイは2009年2月にAKFTAのサービス貿易協定とともに物品貿易協定に署名したため、その時点でタイとの間でも物品貿易協定が発効したことになる。

ビス貿易協定、同年9月には投資協定が発効した。AJCEPは2008年4月までに持ち回りで署名が完了し、同年12月1日以降、批准が完了した国から順次発効していった³⁸。ASEANとインドは2003年10月には「ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定」に合意していたが、交渉が難航し、物品貿易協定の署名は2009年8月、発効は2010年1月となった。ASEANとオーストラリア・ニュージーランドとのFTA交渉は2005年2月に始まり、2009年2月に署名され、2010年1月に発効した。これにより、東アジアサミット（East Asia Summit: EAS）の原加盟6カ国とASEANとの間のFTAネットワークが完成したことになる³⁹。

この期間、日本と同様に中国、韓国などもASEAN加盟国との間で二国間FTAの締結を進めてきた。この結果、東アジア地域において、複数のASEAN「+1」FTAと複数の二国間FTAが並存することになり、その運用上の弊害が「ヌードルボウル現象」として懸念されるようになった⁴⁰。その対策として、複数の「+1」FTAを包含する広域FTAの構築に向けた議論が進み、中心性を維持したいASEAN、主導権を握りたい域外国の思惑を反映しながら、枠組みをめぐる駆け引きが本格化していった。2005年4月には中国の提案により、ASEAN+3（日中韓）による「東アジア自由貿易地域（East Asia Free Trade Area: EAFTA）」構想に関する民間研究が開始された。これを受けて2006年には日本がASEAN+3にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えたASEAN+6による「東アジア包括的経済連携（Comprehensive Economic Partnership for East Asia: CEPEA）」構想を提案し、2007年6月には民間研究が開始された。「日本と中国のライバル関係の存在と中国が東アジアFTAで主導的役割を果たしていたことを勘案するならば、CEPEA提案の背景には、日本による東アジアにおける主導的役割の

³⁸ AJCEPは2008年12月に日本、シンガポール、ベトナム、ラオス、ミャンマーの5カ国の間で発効し、その後、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、2009年6月にタイ、同年12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間でも発効した。日本はAJCEP交渉と並行してASEANの主要加盟国との二国間EPA交渉も進めており、2006年7月にマレーシア、2007年11月にタイ、2008年7月にインドネシアとブルネイ、2008年12月にフィリピン、2009年10月にベトナムとの間で二国間EPAを発効させた。他方で、2007年1月、安倍首相はAJCEPの促進などを目的として、日本・ASEAN包括的経済連携協力基金の設立を提唱した。日本はJAIFへの追加拠出という形で、ASEAN事務局に総額5200万ドルを拠出した。

³⁹ ASEANとの多国間FTA（物品協定）の締結に要した期間（交渉開始から署名まで）は、中国が25カ月、韓国が28カ月、日本が36カ月、オーストラリア・ニュージーランドが48カ月、インドが82カ月に要している。

⁴⁰ ヌードルボウル現象とは、異なる原産地規則や関税率などを規定する複数のFTAが混在することによって利用者である企業にとって比較検討が困難になり、結果的にFTA利用率の停滞を招いたり、非効率な資源配分がなされたりすることを指す。スパゲティボウル現象ともいう。

獲得があることは明白」(浦田 2018, 36)であった。

EAFTA か CEPEA か。広域 FTA の枠組みをめぐる議論を後押ししたのは、環太平洋経済連携 (Trans-Pacific Partnership: TPP) 参加をめぐる動向であった⁴¹。TPP は、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが 2005 年に署名した環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: TPSEP) (2006 年発効) を前身としている。TPSEP は高度な貿易自由化と包括的な内容を特徴とする先進的な経済連携協定であったが、世界的な関心を集めるようになったのは 2008 年に米国が加盟交渉への参加を表明してからである。2010 年までには原加盟 4 カ国に加えて、米国、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシアが交渉に参加しており、2011 年 11 月には日本も野田佳彦首相が「交渉参加に向けて関係国と協議に入る」と表明した⁴²。米国、ASEAN 4 カ国 (ブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム) が参加し、日本も関心を示したことで、TPP が国際的なルール作りの有力なプラットフォームとして浮上することになった。

2011 年 8 月 13 日、EAS 経済大臣会合の非公式協議において、日本と中国が共同で「EAFTA および CEPEA 構築を加速化させるためのイニシアティブ」として物品、サービス、投資の 3 分野の自由化に関する作業部会の設置を提案し、ASEAN および「+6」の経済閣僚からの歓迎を受けた⁴³。同年 11 月の EAS では、この日中共同提案を踏まえて 3 作業部会の設立が合意され、ASEAN 側からは「東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)」の枠組みが報告された⁴⁴。翌 2012 年 11 月の第 7 回 EAS で RCEP 交渉の立上げが宣言されたが、交渉は難航した。妥結目前の 2019 年 11 月にはインドが交渉から離脱したが、翌 2020 年 11 月にインドを除く 15 カ国での署名にいたった。RCEP は 2022 年 1 月 1 日に、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 カ国の間で発効し、2 月に韓国、3 月にマレーシア、2023 年 1 月にはインドネシアでも発効した。フィリピンでは RCEP 協定が農業部門に悪影響を及ぼすとの懸念から上院での合意形成に時間を要したが、2023 年 4 月 3 日には批准書を

⁴¹ 「アジア経済統合 15 年史、そして未来へ: 田中繁広経済産業審議官が語る」『METI Journal Online』2021 年 3 月 31 日 (<https://journal.meti.go.jp/p/14947-2/>)。

⁴² 「首相、TPP 交渉参加を表明: 『アジアの成長取り込み必要』」『日本経済新聞』2011 年 11 月 11 日。2012 年 11 月からはメキシコとカナダが交渉参加し、日本は 2013 年 3 月に安倍首相が TPP 交渉参加を表明し、同年 5 月から実際に交渉参加した。

⁴³ “Joint Media Statements of the Informal Consultations of EAS Economic Ministers”, Manado, Indonesia, 13 August 2011。第 8 項。

⁴⁴ この枠組みは 2011 年 11 月 17 日に開催された第 19 回 ASEAN 首脳会議で採択されたものであり、それが同月 19 日に開催された第 6 回 EAS に報告された。

ASEAN 事務総長に寄託し、6月2日に発効した⁴⁵。これにより、RCEP 協定の批准プロセスが事実上完了したことになる⁴⁶。

3-3 国際金融協力

日・ASEAN 間の経済協力の日本側の担い手は、当初は外務省であったが、1980年代以降は通産省（現・経産省）のプレゼンスが高まり、1997年に始まったアジア通貨危機以降は大蔵省（現・財務省）もその役割を急速に拡大していった。その受け皿、カウンターパートとなったのは、アジア通貨危機の直前、1997年2月に第1回会議を開催した ASEAN 財務大臣会合（AFMM）である。1999年11月の ASEAN+3 首脳会議の決定を受けて、2000年5月にタイのチェンマイで第1回 ASEAN+3 財務大臣会合（AFMM+3）が開催された。これ以降、国際金融協力に関しては、ASEAN+1ではなく ASEAN+3 の枠組みで、①チェンマイ・イニシアティブ、②AMRO、③アジア債券市場イニシアティブを三本柱として進められている。

1997年7月2日、タイ金融当局はバスケット・ペッグ制から管理フロート制へと変更して、年初より投機売りにさらされてきた通貨バートの安定化を試みたが、売り圧力に抗しきれずコントロール不能の状態に陥った。8月11日には東京でタイ支援会議が開催され、同会議において日本は、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）の30億ドルを上回る40億ドルの支援を表明するなど主導的な役割を果たした（中尾2022）。しかし、タイに始まった通貨危機はインドネシア、マレーシア、韓国などに伝染し、深刻化していった。

日本は1998年10月、通貨危機に見舞われたアジア諸国の実体経済回復のための中長期の資金支援としての150億ドル、これら諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えとしての150億ドルの合計300億ドル規模の資金支援を軸とする「アジア通貨危機支援に関する新構想」（新宮澤構想）を発表した。同構想に基づく ASEAN 諸国への支援表明額は、タイに28.7億ドル、インドネシアに29.3

⁴⁵ 「フィリピンで RCEP 協定が発効」『JETRO ビジネス短信』2023年6月9日 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/f8c20f1df2ef3289.html>)。

⁴⁶ 2021年2月のクーデター以降、軍事政権による支配が続くミャンマーは、2021年内には RCEP 批准書を ASEAN 事務総長に寄託済みであるが、同国の批准を認め、RCEP 協定に基づく特恵待遇を与えるかどうかは各加盟国の判断に委ねられている。これまでにシンガポール、タイ、中国はミャンマーを RCEP 協定の適用対象と認定しているが、税関ホームページ (<https://www.customs.go.jp/roo/origin/rcep.html>) によれば日本は同国を未批准国扱いとしている。鈴木・梅崎（2023b, 190-1）も参照。

億ドル、マレーシアに 43.5 億ドル、フィリピンに 25.0 億ドルにのぼった⁴⁷。

このような二国間支援と並行して、日本は地域的な協力枠組みの構築にも取り組んだ。1997 年 9 月に大蔵省が提案した「アジア通貨基金 (Asian Monetary Fund)」構想は米国や IMF の反対などにより頓挫したが、2000 年の ASEAN+3 財務大臣会議において、チェンマイ・イニシアティブ(CMI)として結実した。これは、外貨準備を使って短期的な外貨資金を融通して通貨危機を未然に防ぐことを目的として、日本、中国、韓国と ASEAN 諸国との間で二国間スワップ取極め(Bilateral Swap Arrangement: BSA)のネットワークを構築するとともに、1977 年に合意されていた ASEAN スワップ取極め⁴⁸の対象国を拡充する取り組みであった。翌 2001 年には BSA の締結が始まり、数次の改訂を経てその総額も増加を続けた。世界金融危機を経て世界経済の不確実性が高まるなか、2009 年の ASEAN+3 財務大臣会議は、CMI のマルチ化(CMI Multilateralization: CMIM)、その運用を支える独立した地域サーベイランス・ユニットの設立、総額を 800 億ドルから 1200 億ドルに拡大することなどについての合意に達した。CMIM により、通貨スワップ発動に関する意思決定が、個別の BSA ではなく、共通の多国間ルールに基づいてなされることになり、実際の運用の円滑化が期待される。

また、CMI/CMIM においては、IMF 融資とのリンクについても見直しが進んだ。IMF リンクとは、資金受入国のモラルハザードを回避するために、CMI/CMIM の融資は IMF との協調融資でなくてはならないとする制限をかけるもので、CMI 独自で融資可能な割合は当初 10%に制限されていた。特にアジア通貨危機の際に IMF の支援を受けたタイやインドネシアにとっては、その経験はトラウマとなっており、CMI/CMIM 独自で融資できる割合 (IMF デリンク) の引き上げが望まれていた。その後 IMF デリンクは、2005 年に 20%、2013 年に 30%、2020 年に 40%へと引き上げられた (赤羽 2022, 表 2)。

ASEAN+3 の枠組みにおける国際金融協力の第 2 の柱は AMRO の設立である。AMRO は、ASEAN+3 諸国のマクロ経済運営を監視することを目的として、2011 年 4 月にシンガポールに設立された。当初はシンガポール法に基づく非営利法人であったが、人材の確保およびデータへのアクセスに限界があり、国際機関化する必要性が強く認識

⁴⁷ 2000 年 2 月 2 日時点での集計。「新宮澤構想に基づく援助表明額」、財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/financial_cooperation_in_asia/asian_currency_crisis/new_miyazawa_initiative/1e041a.htm)。韓国にも 83.5 億ドルの支援を表明しており、総額は 210.0 億ドルになる。

⁴⁸ “Memorandum of Understanding on the ASEAN Swap Arrangements”, Kuala Lumpur, 1977。ASEAN スワップ取極めの上限額は 1 億ドル (第 5 条) であり、アジア通貨危機の際には機能しなかった。前述のとおり、新宮澤構想における支援表明額は韓国も含めた 5 カ国総額で 210 億ドルにのぼっている。

されるようになった。2012年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会合において国際機関化を加速するよう指示が出され、AMRO設立協定が2013年5月に基本合意、2014年10月に署名され、2016年2月にAMROは国際機関となった(Chabchitrchaidol, Nakabawa and Nemoto 2018)。CMIのマルチ化、規模の拡大、IMFデリックの引き上げなどは、AMROによる監視が定着することによって可能になったという側面もある(赤羽 2022, 68)。

第3の柱は、アジア債券市場イニシアティブ(Asian Bond Market Initiative: ABMI)を通じた自国通貨建て債券市場の育成である。アジア通貨危機の根本的な原因は、多くの開発プロジェクトが自国通貨建ての長期融資によってファイナンスされていた一方で、そのための資金調達を外貨の短期借り入れによっていたという、二重(通貨、期間)のミスマッチにあったという見方が支配的である。アジア諸国の経済成長が急速であったがゆえに資本市場の成長が追い付かず、外貨借り入れに依存せざるを得なかったということである。このため、ABMIを通じて自国通貨建ての債券市場の育成が進められている。

表2に示したとおり、2000年末時点でのASEAN+3の自国通貨建て債券発行残高は米ドル換算で5兆3885億ドルであったが、2022年末時点では約6.2倍の33兆3757億ドルになっている。GDP比では73.5%から123.2%への上昇である。また、2000年末時点では、ASEAN+3の自国通貨建て債券発行残高の84.5%が日本の円建て債券であったのに対し、2022年末にはそのシェアは30.4%にまで低下している。代わりに大きくシェアを伸ばしたのが中国であり、2000年末時点の4.9%から2022年末には56.4%となった。同じ期間にASEANのシェアは4.0%から6.2%へと上昇しており、GDP比は39.3%から60.9%へと高まった。2022年末時点のASEAN各国の自国通貨建て債券市場の規模をGDP比で見ると、最も大きいのはマレーシア(123.6%)であり、シンガポール(102.8%)、タイ(90.0%)、フィリピン(50.8%)、インドネシア(30.4%)、ベトナム(26.3%)と続いている。ラオスは2018年からキープ建て国債、カンボジアは2020年からリエル建て社債の発行が始まっているが、まだ規模は小さい。「+3」諸国と比べるとASEANの債券市場の育成は遅れているが、各国の発展段階に応じた進展はみられる。

表2 ASEAN+3の自国通貨建て債券発行残高

		2000	2005	2010	2015	2020	2022
ASEAN+3	10億米ドル	5,388	9,196	16,952	18,610	32,199	33,376
	GDP比(%)	73.5	101.3	106.4	97.5	124.9	123.2
	：国債	3,993	7,870	14,254	13,976	23,673	24,234
	：社債	1,396	1,326	2,698	4,633	8,526	9,142
ASEAN	10億米ドル	218	383	865	1,056	1,813	2,058
	GDP比(%)	39.3	42.4	43.9	46.5	60.6	60.9
	：国債	158	280	631	732	1,299	1,522
	：社債	60	103	234	324	514	536
日本	10億米ドル	4,553	7,045	11,718	8,928	12,115	10,154
	GDP比(%)	97.3	155.8	188.0	199.5	232.1	239.2
	：国債	3,499	6,302	10,606	8,272	11,250	9,406
	：社債	1,053	744	1,113	656	865	748
中国	10億米ドル	263	1,014	3,219	6,906	15,847	18,818
	GDP比(%)	16.7	40.0	49.0	63.1	100.1	105.2
	：国債	213	895	2,525	4,272	10,131	12,310
	：社債	50	119	694	2,633	5,716	6,508
韓国	10億米ドル	355	754	1,149	1,720	2,424	2,346
	GDP比(%)	49.7	65.9	90.7	121.9	143.2	150.8
	：国債	122	393	492	700	993	996
	：社債	233	361	657	1,020	1,430	1,350

(注) 年末値。国債には中央銀行債券を含む。中国には香港を含む。

(出所) AsianBondsOnline (<https://asianbondsonline.adb.org/data-portal/index.php>)。

3-4 政策支援・政策研究協力

1992年から毎年開催されているAEM-MITI/METI、その下部組織としてのAMEICCが重要な政策協議、政策支援の場となっていることはすでに述べた(2-2、3-1を参照)。

前述のとおり、2008年5月のスピーチのなかで福田首相は対アジア外交に関する5つの約束を表明した。そのなかの「④アジア、太平洋の知的・世代的交流のインフラを育成・強化」には東アジア・アセアン経済研究センター(Economic Research Institute for ASEAN and East Asia: ERIA)の設立についての言及がある。ERIAは日本の提案に基づいて、2007年11月21日の第3回EASの合意を経て2008年に設立された国際機関であり、東・東南アジア地域の経済統合・格差是正・持続可能な開発に資する政策提言研究をそのミッションとしている⁴⁹。ERIAはEAS各国の有力な研究機関から構成される研究機関ネットワークに支えられており、研究プロジェクトは域内外の研究者が参加する国際的な共同研究である。当初はASEAN経済共同体構築に関する研究に重点的に取り組み、その後は時代の要請に応じたテーマへと研究領域を広げていった。その研究成果に基づく政策提言は、AEMのみならず、エネルギー大臣会議、交通大臣会議、環境大臣会議などにも報告されるようになってきている。

⁴⁹ もともとは東アジア地域における政策協力機関として「東アジア版OECD」を目指す構想であった(経済産業省編 2006)。ERIA設立の経緯や主要な研究プロジェクトについては西村(2014)が詳しい。

設立協定に基づいて加盟国に義務的拠出金を課す AMRO とは異なり、ERIA は任意の拠出金によって運営されている。日本の提案に基づいて設立された背景から日本の拠出率は高く、直近で公表データが確認できる 2014 年時点で、日本が 90.1%、オーストラリアが 5.6%、ニュージーランドが 1.3%、インドが 0.7%、マレーシアが 0.1%となっている。設立当初の 6 年間は経済産業省が東アジア経済統合研究協力拠出金 (ODA) として拠出してきたが、2013 年以降は同じ費目ではあるものの非 ODA 資金の拠出に代わっている (表 3)。また、研究領域の拡大を反映して、経済産業省の外局である資源エネルギー庁や特許庁、農林水産省、厚生労働省、環境省からの拠出も始まっている。JAIF や AMEICC と同じように、ERIA も政策研究機関としての制度的基盤を確立してきたため、時代の要請に応じた新しい研究・政策領域への展開も可能になっている。2023 年 8 月に ERIA 内に設立されたデジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンター (ERIA-Digital Innovation and Sustainable Economy Center: E-DISC) がその一例である。E-DISC は、デジタル技術の革新・活用、関連制度の構築などを通じて東アジア・ASEAN 地域の持続可能な発展を実現するために、企業、政府、研究者などが集うナレッジハブとして機能することが期待されている⁵⁰。

表 3 ERIA への拠出金 (億円)

	年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
拠出金計		15.0	9.5	8.6	11.0	26.9	14.9	13.2	13.2	13.7	33.4	24.9	17.7	17.6	30.3	39.0
ODA	経済産業省	15.0	9.5	8.6	11.0	26.9	14.9									
	農林水産省										0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
非ODA	経済産業省							9.0	9.0	8.0	19.0	19.0	10.0	10.0	20.0	11.5
	：資源エネルギー庁							3.2	3.2	4.7	4.7	4.7	6.1	6.1	6.7	6.3
	：特許庁							1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	厚生労働省										8.5					
	環境省												0.4	0.3	2.4	20.0
ODA比率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.9%	1.1%	1.4%	0.8%	0.6%

(出所)外務省ホームページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/yosan/index.html>)に基づき筆者作成。

おわりに

本章ではまず、ASEAN としての対外関係を既定する制度的基盤の発展を概観し、ASEAN の対外関係の拡大と深化の過程を分析した。多様性に富む 10 カ国から構成される ASEAN は、その結束を維持するために ASEAN ウェイと称される行動様式を確立

⁵⁰ “ERIA Launches Digital Innovation and Sustainable Economy Centre (DISC) to Drive ASEAN’s Technological and Economic Future”, ERIA Press Release, 24 August 2023.

し、最終的にはそれを ASEAN 憲章において制度化した。その内容は①内政不干渉、②コンセンサスによる合意形成に集約されるものであり、それが ASEAN の対外政策を「バランス外交」へと傾倒させる制度的基盤となっている。他方で、ASEAN は設立直後の 1970 年代から「パートナーシップ外交」を通じて対外関係の拡大と深化を続けている。日本との経済協力は、1973 年に始まった合成ゴム交渉を皮切りに、段階的に深まっていった。「福田ドクトリン」は戦後賠償から当初の援助外交によって ASEAN 諸国内に醸成された対日不信を緩和させ、現在へとつながる日本・ASEAN 関係の起点となった。プラザ合意後の日系企業の ASEAN 進出により経済関係が緊密化すると、日本・ASEAN 間の産業協力が拡大した。アジア通貨危機後には大蔵省（現・財務省）主導による国際金融協力が始まり、ASEAN+3 の枠組みにおいて CMI/CMIM や AMRO として制度化されてきた。多国間貿易交渉の難航は二国間・地域間 FTA の主流化をもたらし、日本も ASEAN および ASEAN 加盟各国との間で経済連携協定を結んできた。2022 年にはインドを除く ASEAN+6 諸国による RCEP が発効した。このように、日本・ASEAN 間では、他の「+3」、「+6」諸国も巻き込む形で、国際金融協力、通商協力の制度化が進んできた。また、このような制度構築が、ERIA や AMRO など、経済協力の一環として設立された国際機関による政策研究に支えられていることも日本・ASEAN 経済協力の特徴のひとつである。

2023 年 12 月に予定されている日・ASEAN 友好協力 50 周年記念首脳会議を見すえ、経済産業省が中心となって「日本・ASEAN 共創ビジョン」の策定が進められている。2023 年 6 月 5 日付けの中間とりまとめによれば、「過去 50 年間の友好協力を通じて培った『信頼』を原動力として、安全で豊かで自由な経済社会を、公正で互恵的な経済共創で実現する」ことをビジョンとして掲げ、それを①社会課題解決の経験の共有、②地域の実状に向き合った多様性の尊重、③人材の双方向の交流、という 3 つの基盤で支えるという構造である。「経済共創」とは「一方向な価値の提供ではなく双方向の価値の提供・共有」を通じて持続可能な経済社会を創り上げていく、ということであり、具体的な取り組みとして、①多様性・包摂性を両立するサステナブルな経済社会の実現、②国境を越えたオープンイノベーションの推進、③サイバー・フィジカルコネクティビティの強化、④活力ある人的資本を共創するためのエコシステムの構築、の 4 本柱が挙げられている⁵¹。岸田首相による JAIF3.0 の設置、1 億ドル（108 億円）の拠出は、「日本・ASEAN 共創ビジョン」時代の日・ASEAN 経済協力の第一歩となる。

最後に、今後の日・ASEAN 経済協力において留意すべき点をいくつか指摘して、本章のまとめとする。

⁵¹ 「日 ASEAN 経済共創ビジョン：中間とりまとめ」2023 年 6 月 5 日版 (<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230605003/20230605003.html>)。

第一は、ASEAN 各国との二国間経済協力と ASEAN との多国間協力の使い分けについてである。ASEAN の目覚ましい経済発展は、加盟国間の「競争」と「協力」のバランスの中で実現されてきており、この点は今後も変わらないであろう。1980 年代後半、タイ、マレーシア、インドネシアなどが様々な優遇策などを使って FDI 誘致競争を展開する一方で、BBC スキームの構築などを通じて各国間の補完性を高め、ASEAN 全体としての投資環境の改善にも取り組んできた。結果的に、過度な競争による疲弊も、過度な協力による停滞も避けることができた。このような「競争」と「協力」のバランスは、第一義的には ASEAN 域内で調整されていくことになるが、日本も二国間援助と多国間援助のバランスを取ることで一定の調整力を発揮することが期待される。何らかの政策課題に関して、日・ASEAN の共通ルールを形成することができれば、それを ASEAN+3、EAS などへ拡大していく足がかりにもなる。

第二は、米中による大国間競争という避けられない現状にいかに対峙していくかという点である。本章で指摘したとおり、日本と ASEAN のインド太平洋構想には暗黙のギャップがある。この点については、「日本・ASEAN 共創ビジョン」の中間とりまとめにある「日 ASEAN が協力して達成する戦略目標として、大国間競争時代におけるバランスという従来型の目標以上に、異なる国同士が『社会を一緒に構築』するモデルを示すことが重要となる。お互い違いを認めながら、基本的人権が守られ『安全で、豊かで、自由な』社会を構築していくこと、および、そのための国際環境を形成していくことである」というアプローチが現実的であろう。ある意味、「大国間競争時代におけるバランス」を直視せず、日本と ASEAN が認識を共有し、協力できる分野を重視するという点である。また、ASEAN の多様性、「内政不干涉」、「コンセンサスによる合意形成」という ASEAN の原則を踏まえると、「基本的人権が守られ『安全で、豊かで、自由な』社会」についても厳密な定義や共通理解を求めることは難しい。このように、日・ASEAN の経済協力においては、あえて曖昧さ、解釈の相違の余地を残すことで緩やかな合意を形成し、決定的な衝突を回避するように調整していかなければならない分野が残されている。

第三は、急速に変化を続ける国際情勢のなかで、新しい政策課題にどのように協力して取り組むかという点である。AEM-MITI/METI を通じた産業政策支援は、自身の経験に基づいて日本が ASEAN に助言するという建付けから始まったが、加速するデジタル化、地球温暖化による気象災害の頻発、グローバリゼーションの逆流などは現在の世界が直面する新しい政策課題であり、すべての国が当事者である一方で、世界大での解決策を知る国はない。したがって、それぞれの政策課題に関して、現状の把握、認識の共有、対策の立案などに協力して取り組むことが必要になる。日・ASEAN の枠組みではないが、EAS の合意に基づいて設立された ERIA は、ASEAN を中心とした東アジア地域の経済統合に関するものから、エネルギー・環境問題、デジタル化などへと政策研

究の領域を広げてきており、今後、さまざまな分野で政策研究協力を推進していくための基盤となりうる。

日・ASEAN 間の経済協力は、1973 年の合成ゴム交渉に始まり、1980 年代からは産業政策協力、1990 年代後半からは国際金融協力、2000 年代からは FTA ネットワーク構築などの通商協力に加え、エネルギー、交通、漁業、情報通信などの分野での協力へと対象を拡大している。各分野において、「+1」閣僚会議の定例化などを通じた経済協力の深化、制度化も進展している。さらに 2000 年代後半からは ERIA や AMRO を通じた政策支援や政策研究に関する協力が展開されている。このように過去 50 年間、日本と ASEAN は、双方が置かれた状況や抱える制約、世界情勢などを踏まえ、必要に応じて経済協力の範囲を拡大し、その内容を深化させてきた。その姿勢を双方が維持することで、日・ASEAN 関係をより深く、強靱なものすることができる。

参考文献

〈日本語文献〉

- 赤羽裕 2022. 「チェンマイ・イニシアティブ 20 年の振り返りと ASEAN の視点」大泉啓一郎編「新たな国際経済環境と ASEAN および各国の課題」〔アジア研究所・アジア研究シリーズ No.107〕, 亜細亜大学アジア研究所, 65-74.
- 石川幸一 2003. 「ASEAN 産業高度化への日本の支援」山澤逸平・平塚大祐編『日・ASEAN の経済連携と競争力』アジア経済研究所, 115-37.
- 2005. 「始動する ASEAN-中国 FTA (ACFTA)」『季刊 国際貿易と投資』(61): 34-46.
- 2022. 「中国と ASEAN の経済関係の拡大と緊密化を推進したパートナーシップ行動計画」『世界経済評論 IMPACT』, 2022 年 12 月 19 日.
- 浦田秀次郎 2018. 「東アジアにおける自由貿易協定の展開と現状」『アジア太平洋討究』(32): 31-45.
- 枝村純郎 2008. 「『福田ドクトリン』から 30 年：理念主導の外交」日本国際問題研究所 (<https://www.jiia.or.jp/column/column-155.html>) .
- 外務省 2023. 「日本と ASEAN」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100489369.pdf>) .
- 紀谷昌彦 2023. 「ASEAN と日本：友好協力 50 周年をどう生かすか」『大使館の窓から』2023 年 4 月 26 日 (霞関会ホームページ <https://www.kasumigasekikai.or.jp/window/>) .

- 黒柳米司 2005. 「『ASEAN Way』再考」同編『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦』明石書店, 15-37.
- 経済産業省編 2006. 『グローバル経済戦略：東アジア経済統合と日本の選択』ぎょうせい.
- 五味紀男 2000. 「電気機械産業に見るアジアの棲み分けと競争：対策としての AFTA のサブスキームとしての AICO, CEPT, AIA は機能するか」『産業学会研究年報』(16): 127-42.
- 清水一史 2011. 「ASEAN 域内経済協力と自動車部品補完：BBC・AICO・AFTA と IMV プロジェクトを中心に」『産業学会研究年報』(26): 65-77.
- 2013. 「ASEAN の地域統合：ASEAN 経済共同体（AEC）への展開を中心に」『地域統合の現在と未来』, 日本国際問題研究所 17-32
(https://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Regional_Integration/01-shimizu.pdf).
- 2015. 「日本 ASEAN 協力の 40 年と ASEAN 経済共同体」『季刊 国際貿易と投資』(101): 19-31.
- 助川成也 2019. 「ASEAN と中国との自由貿易地域（ACFTA）構築作業とその新展開」『経済学論纂（中央大学）』60(1): 99-113.
- 鈴木早苗 2009. 「ASEAN のコンセンサス形成における制度的要因：国際レジーム論再考に向けて」『アジア経済』50(11): 66-84.
- 2014. 『合意形成モデルとしての ASEAN：国際政治における議長国制度』東京大学出版会.
- 2020. 「2019 年の ASEAN：インド太平洋構想の発表」, アジア経済研究所編『アジア動向年報 2020』179-92.
- 2022. 「2010～2019 年の ASEAN：南シナ海問題と自由貿易協定（FTA）網の拡大」, アジア経済研究所編『アジア動向年報 2010～2019：ASEAN 編』, 1-5.
- ・梅崎創 2023a. 「2000～2009 年の ASEAN：ASEAN 共同体の萌芽」, アジア経済研究所編『アジア動向年報 2000～2009：ASEAN 編』, 1-5.
- ・梅崎創 2023b. 「2022 年の ASEAN：ミャンマーへの対応とコロナ後の経済協力」, アジア経済研究所編『アジア動向年報 2023』183-96.
- 世界銀行著／白鳥正喜監訳 1994. 『東アジアの奇跡：経済成長と政府の役割』東洋経済新報社.
- 玉木一徳 2013. 「初期 ASEAN の成長と日本」『アジア太平洋討究』(20): 269-76.
- 通商産業省 1989. 『経済協力の現状と問題点〈総論〉』通商産業調査会.
- 中尾武彦 2022. 「国際的な金融危機への対応：将来の危機は防げるか」『国際金融』(1360): 1-4.

- 西村英俊 2014. 「東アジア経済統合と進むべき ASEAN の道」『アジア太平洋研究』(22): 69-145.
- 波多野澄雄・佐藤晋 2007. 『現代日本の東南アジア政策』早稲田大学出版会.
- 前田充浩 2003. 「通商産業省『1990年代型』対 ASEAN 諸国政策に関する『統合価値』モデル分析」「地域経済アプローチを踏まえた政策の一貫性分析：東アジアの経験と他ドナーの政策研究会報告書」, 国際協力銀行, 109-30.
- 森和也・日向寺裕芽子・穴沢衛・澤田駿 2022. 「アジアにおける地域金融協力の促進：ASEAN+3, 日中韓」『ファイナンス』2022年6月号, 14-7.
- 薬師寺克行 2021. 「米国に対抗, 中国パートナーシップ外交の正体：国ごとにランク付け, 同盟関係と何が違うのか」『東洋経済オンライン』2012年4月16日, <https://toyokeizai.net/articles/-/423172>。
- 山影進 1991. 『ASEAN：シンボルからシステムへ』東京大学出版会.
- 1997. 「初期 ASEAN 再考」日本国際政治学会編『国際政治：ASEAN 全体像の検証』(116): 17-31.
- 2001. 「日本の対 ASEAN 政策の変容：福田ドクトリンを超えて新たな連携へ」『国際問題』(490): 57-81.
- 編 2001. 『転換期の ASEAN：新たな課題への挑戦』〔JIIA 研究 No.3〕日本国際問題研究所.
- 2003. 「日本・ASEAN 関係の深化と変容」, 同編『東アジア地域主義と日本外交』〔JIIA 研究 No.8〕日本国際問題研究所. 11-44.
- 2007. 「ASEAN の変容とアジアにおける地域共同体の構築」, 『海外事情』55(10): 2-23.
- 2011. 「ASEAN の歩んできた道, これから作る道：「新しい ASEAN」の浮上」同編『新しい ASEAN：地域共同体とアジアの中心性を目指して』〔アジアを見る眼 No.114〕アジア経済研究所. 13-46.
- 湯川拓 2008. 「『ASEAN Way 動揺論』再考：外交当事者の言説分析から」『国際関係論研究』(27): 1-18.

〈英語文献〉

- ASEAN 2008. *The ASEAN Charter*, Jakarta: ASEAN Secretariat.
- Chabchitrchaidol, Akkharapho, Satoshi Nakagawa, and Yoichi Nemoto 2018. “Quest for Financial Stability in East Asia: Establishment of an Independent Surveillance Unit ‘AMRO’ and Its Future Challenges.” *Publish Policy Review* 14(5): 1001-24.
- Cremona, Marise; David Kleimann; Joris Larik; Rena Lee; and Pascal Vennesson 2015. *ASEAN’s External Agreements: Law, Practice and Quest for Collective Action*,

Cambridge: Cambridge University Press.

- Lee, Hsien Loong 2020. "The Endangered Asian Century: America, China, and the Perils of Confrontation", *Foreign Affairs*, July/August 2020.
- Severino, Rodolfo C. 2006. *Southeast Asia in Search of an ASEAN Community: Insights from the former ASEAN Secretary-General*, Singapore: ISEAS.
- Sudo, Sueo 1988. "Japan-ASEAN Relations: New Dimensions in Japanese Foreign Policy." *Asian Survey* 28(5): 509-25.
- Sukuma, Rizal; and Yoshihide Soeya 2013. "Recommendations of the Study Group on ASEAN-Japan Strategic Partnership in ASEAN Community," in Sukuma and Soeya eds., *Beyond 2015: ASEAN-Japan Strategic Partnership for Democracy, Peace, and Prosperity in Southeast Asia*, Tokyo: Japan Center for International Exchange. 15-23.
- Sunaga, Kazuo 2017. "Japan-ASEAN Partnership," March 2017 (<https://www.asean.emb-japan.go.jp/files/000243811.pdf>).
- Trinidad, Dennis D. 2018. "What Does Strategic Partnerships with ASEAN Mean for Japan's Foreign Aid?", *Journal of Asian Security and International Affairs* 5(3): 267-94.
- Woon, Walter 2016. *The ASEAN Charter: A Commentary*, Singapore: NUS Press.